

## 中部地区栄養情報提供店普及事業実施要領

### 1 目的

本県は県民一人当たりの飲食店数が全国一であり、また壮年期、特に30～40代男性の外食率は約50%と高いことなどから、飲食店等が食を通じた健康づくりに果たす役割は大きいと考えられる。

さらに、健康おきなわ21(第2次)施策においても「肥満対策」は県民の重点項目の一つとなっており、社会全体で個人の健康づくりを支えるための食環境整備は緊急の課題となっている。

そこで飲食店等との連携により、メニューの栄養成分表示や健康に関する情報を利用者へ提供することで、その情報をもとに外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的とし、本事業を実施する。

### 2 実施主体

沖縄県中部保健所

### 3 対象施設

中部保健所管内の飲食店等

### 4 事業内容

- ① 飲食店等への講習会
- ② 中部地区栄養情報提供店の申請及び登録
- ③ 住民への普及啓発

### 5 申請方法及び登録

- (1) 表示を希望する飲食店は、提供しているメニューの栄養に関する情報表示を2タイプ(別紙参照)より選択し、別紙申請書(第1号様式)に記入のうえ、保健所長あて申請を行う。
- (2) 申請書に基づき表示内容についての相談・調整を行う。  
タイプAについては、栄養価計算結果表(第2号様式)を交付し、相談・調整を行う。
- (3) 表示内容を確認したうえで中部地区栄養情報提供店台帳(第3号様式)に登録する。また、登録された店舗については中部保健所ホームページ

またはその他の方法で公表し、住民へ周知する。(公表は希望する店舗のみ)

- (4) 登録された店舗が、情報の提供を変更又は中止した時は、中部地区栄養情報提供変更届(第4号様式)又は中部地区栄養情報提供店取り消し届(第5号様式)により保健所長あて届出るとともにステッカー等一式を返却する。
- (5) 登録された店舗については、登録後、年1回程度現況調査(第6号様式)を行い、必要に応じて現地確認を実施し、該当メニューの利用がない場合は、登録を取り消すものとする。

#### 附則

この要領は、平成19年3月19日から施行する。

この要領は、平成30年7月3日から適用する。